

### 別表第3（第2条関係）

- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第3号に規定する食肉販売業、同条第9号に規定する食肉処理業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次の要件を満たすこと。
  - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
  - (2) 器具及び手指をそれぞれ洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
  - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
  - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が摂氏4度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
  - (5) 取り扱う生食用食肉が冷凍保存を要する場合にあっては、当該生食用食肉が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍設備を有すること。
  - (6) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 政令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次の要件を満たすこと。
  - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠することができる容器等を備えること。
  - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
  - (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを零下18度以下で急速に凍結することができる機能を備える冷凍設備を有すること。